



Vol.9

弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

★使用者側で労働事件を扱っていて不公平に感じること

今更申し上げるまでもないですが、私は（というか弊事務所では）使用者側で労働事件を専門的に扱う弁護士をしています。

時々、お客様から、「どうして使用者側で労働事件を扱おうと思ったのか？」

「どうしてそのような事務所に入所したのか？」といった質問を受けることがあります。その質問に対する答えはさておき、もう一度修習生時代に帰り、どちらかを選べと言われたら、やはり使用者側を選ぶと思います。

ただ、使用者側で労働事件を扱っていると、時に不合理、不公平と感ずることがあり、その点はどうにかならないものかと常々思います。労働法はもともと労働者保護のための法律ですから、仕方のない面もあるのですが、それを考慮してもどう考えても納得できないこともあります。今回はそんな話をしたいと思います。

① 労働委員会の命令に対する不服申立て

まず、労働委員会の命令に不服があ

る場合に、命令の取消しを求めて行政訴訟を提起することがありますが、使用者側と労働者側で訴えを提起できる期間（出訴期間）に違いがあります。

労働組合法第 27 条の 19 第 1 項は、「使用者が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、使用者は、救済命令等の交付の日から 30 日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができる。」と規定しており、使用者は命令交付から 30 日以内に訴えを提起しなければなりません。

一方、労働者側については、労働組合法に規定がなく、原則通り行政事件訴訟法が適用になります。行政事件訴訟法第 14 条第 1 項は、「取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から 6 箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、命令が出たことを知ったときから 6 か月以内に訴えを提起すれば良いのです。

なお、以前は3か月だったのですが、平成16年の行政事件訴訟法改正によって6か月に延びました。これによって、使用者側30日、労働者側6か月というとんでもない差ができてしまいました。

そもそも地方労働委員会の命令に不服がある場合、労働側は中央労働委員会に対する再審査申立てと裁判所に対する行政訴訟の両方を申し立てることができますが、使用者側はどちらか一方のみとされており、その点でも不公平になっています。

たまたま機会があつて、上記の出訴期間の違いについて、法の下での平等(憲法14条)に反するのではないかという主張をしたことがあります。裁判所は認めてくれませんでした。

労働者側の弁護士が憲法問題を持ち出すことは多いと思いますが、私が裁判所に提出する準備書面に、使用者側の主張の根拠として憲法を引用したのは、後にも先にもその時だけです。

② 不当労働行為

ご存じの通り、使用者が労働組合からの団体交渉の申し入れを拒否すると団体交渉拒否の不当労働行為になります。しかしながら、労働者側は団体交渉を拒否しても、不当労働行為にはな

りません。

私自身が団体交渉に出席したり、労働組合が支援している裁判の会社側代理人を務めていたりすると、労働組合の方々が会社の担当者の方に対し、「あの弁護士は金儲け主義で会社から金を搾り取ろうとしている。そんな弁護士はやめた方がいい。」などと助言(?)をしてくれることがあります。このような発言を使用者側が労働組合にした場合、例えば会社の担当者の方や私が組合員に対し、「あの組合はやめた方がいい。」などと言ったら「不当労働行為だ!」「謝罪しろ!」と大騒ぎになるでしょう。

もっとも労働組合法の規定からして、労働組合の行為が不当労働行為になるわけがないので、実際に労働組合から「あの弁護士はやめておけ。」といった発言があつた場合には、労働組合にとってやりにくいから、自分のことを評価してくれているから出る発言であつて、褒め言葉なのだと思うようにしています。

そのほかにも色々ありますが、愚痴っぽくなってしまうので、この辺りでやめておきます。